

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月2日
【会社名】	株式会社T O K A Iホールディングス
【英訳名】	TOKAI Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴫田 勝彦
【本店の所在の場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	静岡 054(275)0007番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 丸山 一洋
【最寄りの連絡場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	静岡 054(275)0007番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 丸山 一洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年5月30日の取締役会において、当社のシェアードサービス業務を新たに新設する会社へ承継すること（以下、「本新設分割」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

このたび、平成25年7月31日開催の取締役会において、本新設分割に関する会社分割計画を決議いたしました。また、上記臨時報告書提出時点において未定としておりました情報の一部が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の新設分割計画の内容

当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

その他の新設分割計画の内容

イ 本新設分割の日程

ロ その他の本新設分割の内容

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

(4) 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は___を付して表示しております。

なお、新設分割計画書、別紙1「株式会社T O K A I マネジメントサービス 定款」及び別紙2「承継権利義務明細表」には___を付しておりません。

(訂正前)

(前略)

(2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の新設分割計画の内容

省略

当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

現時点では未定であります。

その他の新設分割計画の内容

イ 本新設分割の日程

基本方針承認取締役会 平成25年5月30日

新設分割計画書承認取締役会 平成25年7月31日(予定)

新設分割予定日(効力発生日) 平成25年10月1日(予定)

ロ その他の本新設分割の内容

現時点では未定であります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

現時点では未定であります。

- (4) 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	<u>現時点では未定であります。</u>
本店の所在地	<u>現時点では未定であります。</u>
代表者の氏名	<u>現時点では未定であります。</u>
資本金の額	<u>現時点では未定であります。</u>
純資産の額	現時点では未定であります。
総資産の額	現時点では未定であります。
事業の内容	間接部門業務の受託

(訂正後)

(前略)

- (2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の新設分割計画の内容

省略

当社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割設立会社は、本新設分割に際して普通株式6,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

その他の新設分割計画の内容

イ 本新設分割の日程

基本方針承認取締役会	平成25年5月30日
新設分割計画書承認取締役会	平成25年7月31日
<u>新設分割の効力発生日</u>	平成25年10月1日

ロ その他の本新設分割の内容

当社が平成25年7月31日開催の取締役会において決議しました新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

- (3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割り当て交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

- (4) 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	<u>株式会社T O K A Iマネジメントサービス</u>
本店の所在地	<u>静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8</u>
代表者の氏名	<u>代表取締役社長 村田 孝文</u>
資本金の額	<u>30百万円</u>
純資産の額	現時点では未定であります。
総資産の額	現時点では未定であります。
事業の内容	間接部門業務の受託

新設分割計画書

株式会社T O K A Iホールディングス（以下「当社」という）は、当社のシェアードサービス事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社T O K A Iマネジメントサービス（以下「新会社」という）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を作成する。尚、本件分割は、会社法第805条の規定により、本計画につき当社株主総会の承認を受けないでこれを行う。

第1条（新会社の定款で定める事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社T O K A Iマネジメントサービス 定款」に記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は、静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8とする。

第2条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

1. 新会社の設立時取締役は次のとおりとする。

鴫田 勝彦
村田 孝文
八木 実
鈴木 文男
沼野 哲也
児玉 崇
真室 孝教
小澤 博之
丸山 一洋
山田 潤一

2. 新会社の設立時監査役は次のとおりとする。

望月 廣
中村 俊則

第3条（新会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

1. 新会社が、その成立の日に、本件分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、平成25年6月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに新会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。
2. 前項の規定に基づく本件分割による当社から新会社に対する債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務は、新会社が最終的に負担するものとし、当社が履行その他の負担をしたときは、当社は新会社に対し負担の全額について求償することができる。

第4条（新会社が本件分割に際して当社に対して交付する株式の数）

新会社は、本件分割に際し、普通株式6,000株を発行し、そのすべてを前条第1項に規定する権利義務の対価として当社に交付する。

第5条（新会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

新会社の設立時の資本金の額は、金参千万円とし、資本準備金、利益準備金、資本剰余金、利益剰余金及び分割交付金はいずれも零とする。

第6条（分割をなすべき時期）

本件分割をなすべき時期（以下「本件分割期日」という）は、平成25年10月1日とする。

第7条（事情変更）

本計画の作成後本件分割期日に至るまでの間に、当社の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、必要に応じて本計画を変更し又は本件分割を中止することができるものとする。

第8条（規定外事項）

本計画に定めるものの他、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って当社がこれを決定することができる。

以上

平成25年7月31日

株式会社T O K A Iホールディングス
静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
代表取締役社長 鵜田 勝彦

別紙 1

株式会社TOKAIマネジメントサービス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社TOKAIマネジメントサービスと称し、英文では、TOKAI Management Service Corporation と表示する

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 企業経営の管理及び一般企業の会計事務の受託、代行及びコンサルティング
- (2) 雇用、人事、給与及び福利厚生に係る事務の受託、代行及びコンサルティング
- (3) リース管理、研修にかかる事務の受託、代行及びコンサルティング
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県静岡市葵区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、静岡市において発行する静岡新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式に関する取扱)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定めるところによる。

(株式譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

(株主総会開催日)

第10条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載、又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集手続)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議長の権限)

第14条 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 株主総会の議長は、株主総会の秩序を維持するために必要な命令を発し、これに従わない者に対しては、会場から退去させることができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を定める。また、取締役会は、他に取締役の中から、必要に応じて、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問及び相談役の設置)

第22条 取締役会は、その決議によって当会社に顧問及び相談役若干名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録の作成)

第27条 取締役会における議事の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の数)

第29条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金配当の基準日)

第35条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(定款に定めない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

第7章 附則

(設立の方法)

第39条 当会社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(最初の事業年度)

第40条 当会社の第1期の事業年度は、当会社成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第41条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	鴫田 勝彦
設立時取締役	村田 孝文
設立時取締役	八木 実
設立時取締役	鈴木 文男
設立時取締役	沼野 哲也
設立時取締役	児玉 崇
設立時取締役	真室 孝教
設立時取締役	小澤 博之
設立時取締役	丸山 一洋
設立時取締役	山田 潤一
設立時代表取締役	鴫田 勝彦
設立時代表取締役	村田 孝文

(役員報酬等)

第42条 第23条及び第33条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から当初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役

監査役の報酬等の額は、年額金200百万円以内とする。

(2) 監査役

監査役の報酬等の額は、年額金20百万円以内とする。

(附則の削除)

第43条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

以上

別紙2

承継権利義務明細表

本件分割により新会社が当社より承継する権利義務は、本件分割期日において当社が本件事業に関して有する以下に記載する権利義務とする。

1. 資産

- (1) 当社の本件事業に係る有形・無形固定資産
- (2) その他本件事業に係る一切の資産

2. 債務

- (1) 本件事業に係る買掛債務、未払債務
- (2) 本件事業に係るリース債務
- (3) その他本件事業に係る一切の債務

3. 雇用契約

- (1) 当社の主として本件事業に従事する従業員
- (2) 当社の主として本件事業に従事する臨時員
- (3) その他本件事業に必要と認める従業員。ただし、本件分割とは別に同意を得た上で実施する

4. 契約上の地位（雇用契約以外）

- (1) 当社が本件事業に関して締結している契約
- (2) 当社が本件事業に関して締結している派遣会社との契約
- (3) その他本件事業に係る一切の契約

以上